

県南広域振興局長告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年3月11日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900896	株式会社マイカル	一関サティ薬局	一関市山目字泥田89番地1	平成23年2月28日